

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	成人検診に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、成人検診に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

加古川市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	成人検診に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づき、市内に居住する者に対し、歯周病検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診を実施するとともに、検診受診歴等の情報管理・報告や受診勧奨の事務等を行う。 検診結果(一次・精密)の管理・照会等に関する事務において、特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	1. 成人健康管理システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 宛名管理システム 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
成人検診結果ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの (1)番号法 ・第9条第1項 別表 111の項 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの (1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(139の項) 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(139の項) ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民健康課
②所属長の役職名	課長

加古川市の区域	評価
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 健康医療部 市民健康課 成人保健係 079-427-9215(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である

		3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、正本登録の際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	・業務システムへのアクセスは認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。 ・事務を所管する所属長の承認により、システム管理部門において認証用カードおよびユーザIDの発行を行っている。 ・権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。 ・システム操作記録を、ユーザ単位で記録しており、適切な使用が行われているか確認のために不定期で抜き取りチェックを行っている。 ・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分に行っている」と考えられる。
--	-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I-3. 個人番号の利用－法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。）、番号法第9条第2号の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第36条。以下「番号利用条例」という。）又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。）により個人番号の利用を行うことができるとされているもの （1）番号法 ・第9条第1項 別表第1 76の項 （2）別表第1省令 ・第54条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。）又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。）により個人番号の利用を行うことができるとされているもの （1）番号法 ・第9条第1項 別表 111の項 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	事後	
令和7年1月10日	I-3. 個人番号の利用－法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。）、番号法第19条第8号の規定により定めることとされている行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うこと ができることとされているもの （1）番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 102の2の項 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 102の2の項 （2）別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第50条 【情報照会の根拠】 ・第50条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用 条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの （1）番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（139の項） 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（139の項） ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 8. 入出を介在させる作業	（新規）	十分である （判断の根拠） マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、正本登録の際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらえる対策	（新規）	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である （判断の根拠） ・業務システムへのアクセスは認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。 ・事務を所管する所属長の承認により、システム管理部門において認証用カードおよびユーザIDの発行を行っている。 ・権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。 ・システム操作記録を、ユーザ単位で記録しており、適切な使用が行われているか確認のために不定期で抜き取りチェックを行っている。 ・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分に行っている」と考えられる。	事後	